

## 利用可能な行政サービスについて

下記記載の行政サービスは、パートナーシップ届受領証又はパートナーシップ届受領カードを提示すると受けられるサービスと、パートナーシップ届出の有無に関わらず「同居人」「生計を同一にする者」等であれば利用可能なサービスや、「委任状」により本人以外が申請可能なサービス等も一覧表に含めてあります。

	制度・サービス名	制度内容等	宣誓	提示	窓 口
住 宅	町営住宅の入居申込	パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして入居申し込みが可能になります。	要	要	建設課
	り災証明書(火災)	火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。	不要	不要	総務課
	り災証明書/り災届出証明書(火災以外)	災害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。	不要	不要	
医 療・介 護	国民健康保険制度	パートナーも同一世帯として申請することができます。	不要	不要	健康長寿課
	介護認定申請	パートナーも家族による代理手続きと同様に申請することができます。	不要	不要	
	診療時の説明など	パートナーが診療内容の説明に同席できるほか、各種検査、治療及び手術の同意者となれます。	不要	不要	
福 祉	パートナーからの暴力(DV)についての相談	パートナーからの暴力(精神的、経済的、性的暴力など)については、性別等に関わりなく対応します。	不要	不要	福祉支援課
	災害見舞金	パートナーが自然災害で亡くなった場合など遺族等に見舞金が出ます。	要	不要	
	生活保護申請	パートナーも同一世帯として申請することになります。	不要	不要	

その他	耕作証明願申請	耕作証明願について、農地台帳に登載された世帯員であれば続柄に関わらず申請可能	不要	不要	産業振興課
	農地台帳閲覧及び交付特例申請	農地台帳閲覧及び交付特例申請について、農地台帳に搭載された世帯員であれば続柄に関わらず申請可能	不要	不要	